

がん薬物療法専門薬剤師認定制度の新設について

一般社団法人 日本病院薬剤師会

がん薬物療法専門薬剤師認定の目的

一般社団法人 日本病院薬剤師会（日病薬）では、高度化する医療の進歩に伴い、薬剤師の専門性を活かしたより良質の医療を提供するという社会的要請に応えるため、高度な薬物療法等について知識・技術を備えた薬剤師を養成し、国民の保健・医療・福祉に貢献することを目的とし、5領域（がん、感染制御、精神科、妊婦授乳婦、HIV感染症）において、専門性の高い薬剤師を養成するとともに専門薬剤師・認定薬剤師の認定を行ってきました。

がん領域においては、日病薬（職能団体）の認定では専門性資格の医療法上の広告が出来ないという理由から、平成21年にがん専門薬剤師の認定を日本医療薬学会に移管することで、がん専門薬剤師の資格広告を可能とさせ、現在ではがん薬物療法認定薬剤師のみの認定を行っております。

しかしながら、近年のがん薬物療法の拡大と高度化、求められる多職種チームや医療連携等への対応、また、がん医療水準の均てん化の推進に寄与するためには、これまで以上に多くのがん薬物療法認定薬剤師を養成することが必要と考え、がん薬物療法認定薬剤師を養成・指導できる資質を有する専門薬剤師を再度認定することで、社会的要請に応えることにいたしました。名称は「がん薬物療法専門薬剤師：Board Certified Oncology Pharmacy Specialist (OPS)」といたします。

がん薬物療法専門薬剤師認定の経緯

平成29年度第4回理事会においてがん専門薬剤師制度を日本医療薬学会に移管した経緯や現制度の問題点を踏まえ、がん専門薬剤師制度（仮称）を再度制度設計することを専門薬剤師認定制度委員会で検討を行うことが承認された。



検討で見えた主な問題点

- がん診療連携拠点病院等であってもがん薬物療法認定薬剤師の配置がなされていない施設ある。
- がん等の薬物療法を受けている患者に対して、チーム医療、専門性による医療機関と保険薬局の連携が求められている。
- 日病薬会員数約46,000名に対し、がん薬物療法認定薬剤師は約1,000名程度であり、現状を踏まえると未だ十分とは言えない。

がん薬物療法認定薬剤師を増加させる取り組みの実施

専門性を生かしたより良質の医療を提供するという社会的要請に応えるためには、資格広告の視点よりも、より多くの専門性を有する薬剤師を養成、認定し、質の高い専門的業務の実践が職能団体の専門性としては大切であるとの認識が確認され、専門性を有する薬剤師の上位資格を認定する制度が必要であるとの結論に至った。

がん薬物療法認定薬剤師を増加させるための取り組み

- 本制度が平成18年（2006年）に開始されて以降、様々な施設でがん薬物療法に関する薬剤業務が展開され、一定以上の実務経験を有する薬剤師が研修を受けるようになったことも鑑み、**研修期間を3ヶ月から8週間に短縮**した。
- 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等で、がん薬物療法認定薬剤師あるいは日本医療薬学会が認定したがん指導薬剤師・がん専門薬剤師が**1人以上勤務している場合に、暫定研修施設として認定**することとした。

日本病院薬剤師会の 専門薬剤師・認定薬剤師認定制度

	がん	感染制御	精神科	妊婦・授乳婦	HIV 感染症
専門 薬剤師	—	○	○	○	○
認定 薬剤師	○	○	○	○	○

- がん領域における「認定薬剤師」に加え、「**専門薬剤師**」を新たに認定し、がん薬物療法の拡大と高度化、多職種チームや医療連携等への対応、がん医療水準の均てん化の推進を図る。
- がん領域の専門薬剤師は、「**がん薬物療法専門薬剤師**」と称する。

専門薬剤師・認定薬剤師認定制度

- **専門薬剤師とは**、本会専門薬剤師認定審査に合格し、特定の専門分野における薬物療法等についての十分な知識と技術を用いて、各医療機関において質の高い業務を実践するとともに、他の薬剤師に対する**指導的役割を果たし、研究活動等についても行うことができる能力を有することが認められた者をいう。**
- **認定薬剤師とは**、本会認定薬剤師認定審査に合格し、特定の専門分野における薬物療法等についての十分な知識と技術を用いて、各医療機関において質の高い業務を実践していることが認められた者をいう。


がん薬物療法専門薬剤師

1. がんの病態と患者特性を十分理解していること
2. がん領域の薬物療法に必要な薬剤と臨床薬理に関する基礎知識を十分理解していること
3. がん領域の薬物療法に必要な薬剤の管理、取扱いを十分理解していること
4. エビデンスに基づいたがん領域の薬物療法に関する情報収集と評価、多職種への情報提供ができること
5. がん領域の薬物療法に関する高度な知識と多くの臨床経験を持ち、患者の薬物療法等を支援し、薬学的管理ができること
6. がん領域の薬物療法のモニタリングと必要な薬剤の副作用を把握し、その対処方法を熟知し、医師、患者等に提案できること
7. 緩和ケアを十分理解していること
8. がん領域の多職種チームなどで薬学的観点において指導的役割を果たせること
9. がん領域に関する研究能力を有すること
10. がん薬物療法認定薬剤師を養成・指導する能力を有すること

以上の項目を満たす薬剤師をがん薬物療法専門薬剤師とする。

がん薬物療法専門薬剤師の申請資格

がん薬物療法専門薬剤師

- 
- **がん薬物療法認定薬剤師**、かつ、定めた学会の会員
 - がん領域に関する**学会発表が2回以上（うち、少なくとも1回は発表者）**、複数査読制のある国際的あるいは全国的な学会誌・学術雑誌にがん領域に関する**学術論文が1編以上（うち、少なくとも1編は筆頭著者）**
 - 病院長あるいは施設長等の推薦
 - **がん薬物療法専門薬剤師認定試験に合格**

がん薬物療法認定薬剤師

がん薬物療法専門薬剤師の更新条件

がん薬物療法専門薬剤師 更新



- 認定期間は5年間
- 更新申請時、定めた学会の会員
- 施設内においてがん薬物療法に関する**専門的業務に従事**していたことの証明、および施設内・地域・学会等において**指導的役割**を果たしてきたことの証明
- がん治療に関する講習単位50単位以上の取得
- がんに関する**学会発表が1回以上**（共同発表者でも可）、またはがんに関する**学術論文が1編以上**（共同著者でも可）

がん薬物療法専門薬剤師

今後のスケジュール（予定）

	がん薬物療法専門薬剤師		がん薬物療法認定薬剤師	
6月	総会	資格内容の周知	試験	認定薬剤師認定試験
7月			認定審査	認定更新申請受付
9月			認定審査	認定審査委員会 認定更新審査結果通知
10月、11月			研修	第1期研修
11月、12月	講習会	がん専門薬剤師集中教育講座		
12月 (又は1月)	試験	専門薬剤師認定試験		
令和4年1月	認定審査	認定申請受付		
2月			研修	第2期研修
3月	認定審査	認定審査委員会 認定審査結果通知		